

令和6年（2024年）能登半島地震における事業再建支援

「なりわい再建支援補助金」

被災事業者の事業再建に向けた取り組みを支援します

「なりわい再建支援補助金」 制度概要

—— 今後、随時公募を実施します ——

【補助対象者】

令和6年能登半島地震の被害を受けた
石川県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等

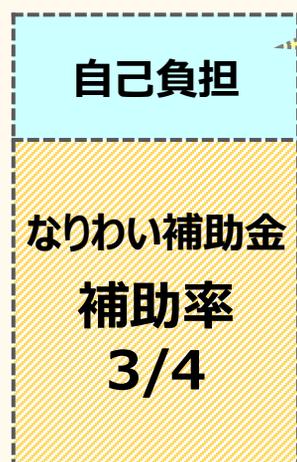
【補助対象経費】

工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等

【補助額・補助率】

補助金額 上限 **15億円**補助率 **3/4**
(中堅企業等は1/2)※一部5億円まで定額補助
〔過去数年以内の被災かつ復興途上
である等の要件を満たす場合〕

補助対象経費総額

自己負担
1/4発生

自己負担分の資金調達に活用できる 特別な融資制度があります

「令和6年能登半島地震災害対策特別融資」

- ◎限度額：1億円
- ◎利率：**当初5年間無利子** ※1、※2
- ◎信用保証料：**免除** ※1

※1 一定の要件を満たす必要があります。
※2 5年経過後、年1.0%の金利負担がかかります。

詳しくは、金融機関、信用保証協会にお問い合わせください。

※着手済みの経費・実行済みの融資についても、適正と認められる場合には、

災害発災日（令和6年1月1日）まで遡及適用

補助金・融資制度の活用事例



- ・建物の屋根や外壁が破損、機械装置が故障
- ・施設・設備の復旧に1億円が必要
- ・なりわい補助金を活用するとともに金融機関からの借入も想定



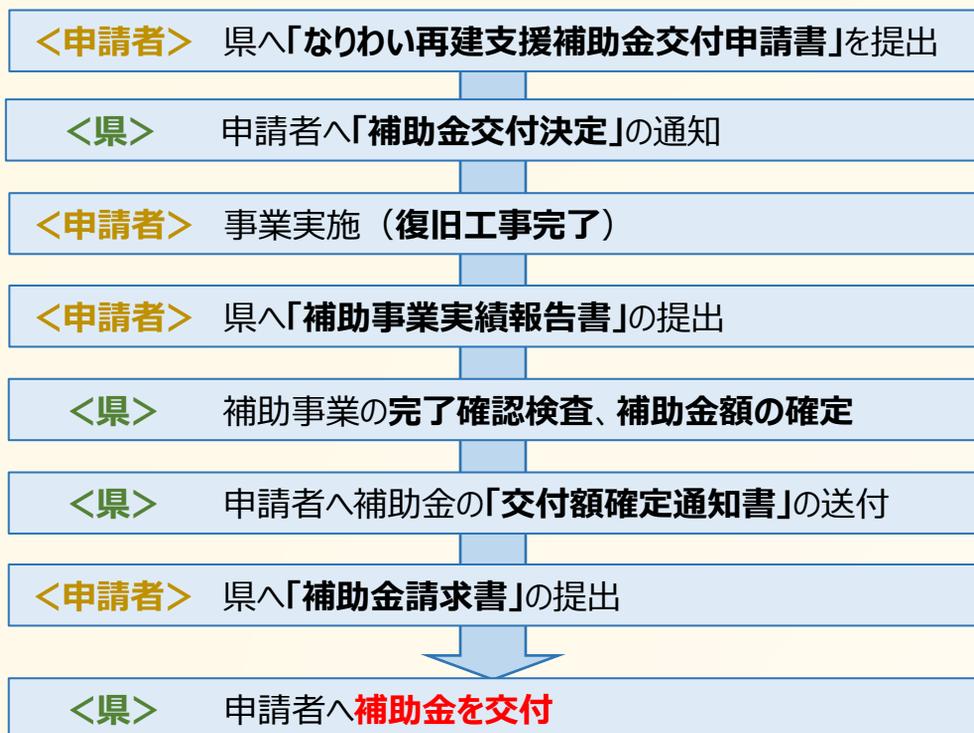
【1億円】



自己負担分2,500万円を
災害対策特別融資で借入

※ 金融機関、信用保証協会の審査に抛ります。

補助事業の基本的な流れ



【問い合わせ先】 ワンストップ相談窓口
石川県信用保証協会
石川県商工労働部経営支援課

TEL 0120-330-955
TEL 076-222-1550
TEL 076-225-1521